

権力論の構造

——スティーブン・ルークスとニクラス・ルーマンの比較から——

樽本 英樹

権力論は、議論の出発点である権力現象の概念化の時点で既に問題を抱えている。本稿では、スティーブン・ルークスとニクラス・ルーマンの権力論の構造を抽出することを通じて、権力現象の概念化問題の構造を明確にする。次に、両者の権力論が同一の問題に陥りながらもその陥る方向を異にしていることを示し、その相違をもたらした原因を彼らの知的背景の中に探り、仮説を提示する。

序. 問題の所在

1. Lukes権力論の構造
2. Luhmann権力論の構造
3. 権力論の陥穽

—個人主義論的伝統と社会システム論的伝統

序. 問題の所在

権力現象の把握は、社会学における最も大きな問題であり続け、現在でもいくつかの試みがなされてきている。しかし、現在までの多くの試みは概念化のレベルで問題を抱えたままである。すなわち、概念の正しい使用法の基準についての議論が終息していないという意味で、権力概念は「本質的に論争的な概念」であり続けているのである⁽¹⁾。なぜこのような事態が生じているのであろうか。一つの大きな理由は、個人的属性と、諸個人の集積から初めて生じる集合的属性が権力現象の概念化の過程で分離されず混同され、各権力論が具体的にどのような社会現象を権力現象であるか同定不可能なことである。権力現象を同定するためには、同定のための基準が必要である。この同定基準は個人的

属性として概念化するだけでも、集合的属性として概念化するだけでも不十分である。個人的属性と集合的属性を一度分離した後、それらに関係づけて同定基準をつくらなくてはならないのだ。

この権力現象の同定の失敗を、Steven Lukesと Niklas Luhmann に即して見てみよう。この二人を取り上げる理由は最も簡潔に言うと以下の通りである。第一に、両者とも刺激的かつ独自の権力論を展開していることがある。この点に関しては後の行論の中で明らかになろう。第二に、両者は社会学または社会科学の主要な二つの潮流を基礎として、権力論をある「到達点」に押し上げたことが挙げられる。従来の権力論との関連に限れば、Lukesはコミュニティ権力構造論批判から自己の権力論を展開し「権力の三次元的見解」に到達した⁽²⁾。また LuhmannはParsons以来の社会システム論を研究し、コードによって作動するコミュニケーションメディアとしての権力論に到達した。本稿では、これら「到達点」を評価すると共に、LukesとLuhmannという二人の論者に照準を絞りながらその背後にあるコミュニティ権力構造論と社会

システム論という知的遺産の発展可能性にも配慮しようとしているのである⁹⁾。第三に、両者の権力論は検討する価値があり、かつ二つの異なった「到達点」であるにもかかわらず、両者を比較しようという試みは皆無である。両者の権力論が異なった構造を持っているがゆえ、比較の結果権力現象の同定問題一般を明確化してくれることであろう。

1. Lukes権力論の構造

【1】 Lukes権力論の独自性は、彼が権力の三次元的見解と呼ぶものにある。Lukesは三次元的見解を、従来のコミュニティ権力構造論に対する批判とTalcott Parsons、Hannah Arendtに対する批判の中から提出している。ここではまず、三次元的見解へ接近する手段としてコミュニティ権力構造論に対するLukesの批判を追尾することにしよう¹⁰⁾。

権力の一次元的見解とは、コミュニティ権力構造論の中でも多元主義(pluralism)と呼ばれる人々の権力についての見解である¹¹⁾。一次元的見解では、あるコミュニティの政治的意思決定過程を観察し、その意思決定に関わっている人々のコンフリクトの中に権力現象を読み込む。つまり、自己の個人的選好にかなった結果を意思決定で実現できた個人が権力を行使していると見なすわけである。例えば、政党候補指名、公教育問題、都市再開発のようなコミュニティの重要なイシューの決定に関して、自己の利益である選好を反映できれば、その個人は権力を持つのである¹²⁾。ここでの要点は、個人の主観的選好をその個人の利益と同一視していること、そして観察可能な政治的意思決定に注目しているということである。つまり、一次元的見解によれば、「Aは、観察可能な意思決定過程において、AがBの利益である主観的選好に

反するやり方でBに影響を与えるとき、Bに対して権力を行使する」のである¹³⁾。

権力の二次元的見解は一次元的見解を批判する中から生まれてきた¹⁴⁾。一次元的見解はコミュニティにおける政治的意思決定過程に注目していた。その過程は具体的で現実的な行動として観察されるとするのである。つまり、コミュニティにおけるいくつかのイシューを巡った行為者の選好の実現の度合いを観察することで、権力を特定しようとしていた。しかし、イシュー化される諸行為者の選好はほんの一部にすぎない。諸行為者の不満の多くは意思決定過程にのせられることなく、潜在化するのである¹⁵⁾。ここには、イシュー化された諸行為者の選好間の公然化した(overt)コンフリクトと共に、イシュー化されない選好間の隠然化した(covert)コンフリクトの存在が指摘されている。つまり、意思決定に関わる権力の他に、イシュー化させず意思決定を回避させる権力も存在するのである¹⁶⁾。そこで、権力の二次元的見解は、「Aは、AがBの利益である主観的選好に反するやり方でBに影響を与え、政治的意思決定過程の内部に取り込まないようにするとき、Bに対して権力を行使する」と定式化できる¹⁷⁾。

【2】 権力の三次元的見解は、Lukes権力論の核心である。Lukesは一次元的見解を批判した二次元的見解を評価しつつ、いまだ「限定的」な見解であるとする。二次元的見解は諸行為者の選好したイシューが政治的意思決定から排除されている現象を権力概念で捉えようとした。その際、二次元的見解では一次元的見解と同じように主観的選好をそのまま行為者の利益と認定していた。行為者がある現象を主観的に選好しないため、その現象は当該行為者の利益に反しているものであり、権力が行使されているのである。しかし、行為者の選好は確実にその行為

者自身の利益であろうか。行為者の選好が歪曲されている可能性はないのか。この疑問が Lukes の三次元的見解を呼び起こす。行為者の選好は行為者自身の産物であるよりも、制度の産物であるのではないか。権力の一次元的見解と二次元的見解は主観的選好を行為者の利益と位置づけているけれども、主観的選好はむしろ制度によって歪曲されている。そこで、行為者の主観的選好とは別に利益を設定し、行為者に対する権力現象を観察しなくてはならないとするのである。この主観的選好とは区別された利益を、Lukes は「真の利益 (real interest)」と呼ぶ。そこで、三次元的見解の立場からは、「A は、A が B の『真の利益』に反するやり方で B に影響を与えるとき、B に対して権力を行使する」のである⁽¹²⁾。

【3】 Lukes の権力の三次元的見解を巡る最大の問題は「真の利益」の確定である⁽¹³⁾。主観的選好を行為者の利益と見なす立場に対して、権力の三次元的見解が確かに権力を概念化していると主張できるためには、「真の利益」が主観的選好に比較して行為者にとって「本当の (real)」利益であることを根拠づけなくてはならない。行為者の主観的選好とは異なるとされる「真の利益」はいかにして確定されるのだろうか。

Lukes はここで相対的自律性と反事実的条件判定法という二つの条件を持ち出す。相対的自律性とは、すべての構造的条件から行為者が逃れた状態のような絶対的自律性ではなく、ある構造的条件の内部での複数の状態を相対的に比較した際の自律性を意味するという⁽¹⁴⁾。具体的には、相対的自律とは「特に (in particular)」A の権力から独立している状態であり、「例えば (e.g.) 民主的参加」のことを指すと言う (Lukes, 1974:33)。また反事実的条件判定法 (counter-

factual conditional judgment) は、「もし～ならば、～したであろうに」という思考様式を指す。ある現実化した事態に対して、仮定的な状況を想定するのである。

相対的自律性と反事実的条件判定法という二つの条件を用いて、「真の利益」は確定される。再定式化してみよう。「『真の利益』は、もし行為者が権力を行使されていないような、例えば民主的参加のような相対的自律性の状態におかれたとき、その行為者が持つであろうと仮定された主観的選好である。」

ここで注意したいのは、「真の利益」は相対的自律性と反事実的条件判定法という二つの条件が付与されようとも、行為者の主観的選好であるということである。つまり、利益を行為者の主観的選好と同値に見なすという意味では、権力の三次元的見解も一次元的見解及び二次元的見解と同一の見解を用いているのである。

したがって、Lukes の権力の三次元的見解は致命的な欠点を露呈してしまう。三次元的見解の要点は行為者の主観的選好が「歪曲」されているという点であった。既に「歪曲」されてしまった主観的選好を用いて、行為者は権力を免れている状態 (相対的自律性) をその現実とは別に仮想して (反事実的条件判定法) 認識できるのであるか。否である。なぜならば、もし行為者自身が「真の利益」を確定できるのであれば、行為者は主観的選好の正誤を判定する選好を別に持っていることになる。つまり、「歪曲された主観的選好」を一階の諸選好の一つとするならば、一階の諸選好の是非を判定する二階の選好を行為者が所持していることになるのである。すなわち、行為者の内部に「歪曲」されていない主観的選好を想定することになってしまい、三次元的見解の要点をはずしてしまうのだ。

そこで「真の利益」は、観察者が「恣意的に」仮定した当事者の主観的選好でしかありえない。しかしこれは、仮定の正しさの基準が与えられていない以上観察者の恣意性を呼び起こしてしまう。恣意性を止めるためには Lukes 権力論の外部から客観的な基準を持ち込むしかない。観察者の仮定した「真の利益」が「真である」ことを立証するためには、「正当な利益の配分状況」を人々が「無知な状態」から論じる正義論（例えば Rawls, 1971 = 1979）を前提とするか、必然的にある階級の利益が「真」となるとする歴史観を前提とするか（Bradshaw, 1976）、マルクス派の古典的階級理論が基礎付けに用いていたように「本来帰属すべき価値の搾取」（盛山, 1992）を前提とするか等の方策を採用するしかない。このときどの試みを採用するにしても、Lukes 権力論はその外部に基礎付けを求めるしかないのである。Lukes は必要不可欠な「価値依存的」（Lukes, 1976:57）議論から逃避している。

2. Luhmann権力論の構造

【1】Lukes がコミュニティ権力構造論批判を基礎に自己の権力論を展開したことに比較して、Luhmann は社会進化という現象的要請から権力論を論じていく⁽¹⁵⁾。社会進化の過程で、社会システムは複雑性を増大させていく。つまり、高度に進化した社会においては、社会システム内で現実化する諸要素間関係よりも可能性のままに留まった諸要素間関係が多くなってしまい、社会システムの処理能力⁽¹⁶⁾を超え、行為者に現実化のための選択が強制される状態が生じてしまうのである（Luhmann, 1972 = 1977:37-8, 1982 = 1986:215-60）。ところが、Luhmann にとって行為者は能力に限界のある存在である。行為者は、行為を遂行するために予め複雑性を縮

減して状況を把握しておかなくてはならない。社会が高度化すると共に複雑性が增大すると、行為者内部の能力では行為を決定できなくなってしまう。そこで行為者が複雑性を縮減する営みを手助けする行為者外的要因が必要となる。それがコミュニケーションメディアである。そして、権力は社会システム論によってコミュニケーションメディアの一つとして把握される⁽¹⁷⁾。

Luhmann にとってのコミュニケーションメディアは、個人としての行為者から行為者へ「縮減された複雑性」を伝達する集合的性格を持つ媒体である⁽¹⁸⁾。「縮減された複雑性」の伝達とは、ある行為者が他の行為者の行為選択の範囲を制限することという意味に解釈できる。ある行為者は、媒体を通じて限られた行為前提を与えることで、他の行為者が後続する行為の遂行を制限し、他の行為者の行為の選択性を高めるのである⁽¹⁹⁾。つまり、コミュニケーションメディアは相互行為、すなわち諸行為の連鎖形成を促進する諸行為者間の流通物である。

【2】Luhmann によれば、権力というコミュニケーションメディアは他のコミュニケーションメディアとは異なる特徴を持っている⁽²⁰⁾。権力の独自性は2つの特徴にまとめられる。第一に、ダイアド関係において、他者の行為が自己の行為として受け取られること（A a → E a）である。換言すれば、ある行為者が行為を遂行する代わりに他の行為者がその行為を遂行するという形式で行為が連鎖することである⁽²¹⁾。第二に、否定的サンクションである。つまり、否定的サンクションが関係する場合にだけ権力概念を適用しようとしている。否定的サンクションが誰にとって否定的かを確認しておく必要がある。サンクションが否定的であるという場合に、権力を行使される側、すなわち服従者にとって否定的であると了解されることが多い。

Luhmannの場合は服従者にとってと共に、権力行使者にとっても権力のサンクションは否定的だという。というのは、行使者がサンクションを実際に行使してしまったら、行使者にとって「後戻りのできない」状態が現出してしまうからである。しかしそれに加えて、行為が連鎖するためには、サンクションは服従者にとっての方が行使者にとってよりも否定的であると了解されていなくてはならないのである⁽²²⁾。

したがって、以上の含意を理解した上でLuhmannの権力定義を簡潔に定式化すると、次のようになる。「二人の行為者が両者とも肯定的選択肢と回避選択肢が結合したコードを認識しており、そのコードの下で、行為者間のありそうもない行為連鎖の成立の可能性が高まること」⁽²³⁾。

【3】このようにLuhmannの権力定義は、任意の行為者間のダイアド的な相互行為に焦点を合わせて行われている。しかしそれ以前に権力は行為者間をつなぐ集合的性格を持つ媒体である。そこで問題は、行為者の個人的属性である権力に関する行為選択肢が他の行為者によっていかにして認識可能になっているのか。換言すれば、コードがいかにして行為者間に共有されるか、となる。この問題は、Luhmannが権力論の最終目標を包括的な全体社会システムにおける権力形成の説明においていることから緊要な問題となる⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾。権力を特定のダイアド的相互行為で把握している際には、権力のコードは各相互行為の一つ一つで個別に二人の行為者間で共有されると仮定できるけれども、任意のダイアド的相互行為場面や全体社会システムレベルで権力が形成されるということは、当該システム内部の成員すべてにコードが共有可能である必要が生じるからである。これをコードの側の視点から言うと、様々な行為者に対して同一

の意味を保持すること、すなわち一般化ということになる⁽²⁶⁾。コードの共有・一般化を説明することは、Luhmann権力論が権力のメディア的把握とダイアド的把握を一貫させ、権力現象の同定能力を獲得するための試金石となる。

Luhmannによれば、コードは相互行為状況を単純化して表現するために、シンボルの形式で成立しているとされる⁽²⁷⁾。シンボルは権力を利用すべき状況がいつ生じようとも、また誰に対しても引用される性質を持つ⁽²⁸⁾。シンボルは、行為者が有機体という同一の構造を持っている限り、コードを肯定的選択肢と否定的選択肢のように二項的に構成し、行為者間を関係づけるものである⁽²⁹⁾。すなわちLuhmannは、コードの共有を行為者の能力を根拠として説明するのではなく、また社会の機能に回収するのでもなく、コード自体に求めている。より正確に言えば、行為者の有機体的同一構造を所与として、コードを構成しているシンボルに一般化の能力が備わっていると考えているのである⁽³⁰⁾。つまり、シンボルで構成されたコードは、シンボルの流通性ゆえに、諸行為者間で共有されるはずのものであることが前提となっている。

しかし、権力のメディア的把握によるシンボルの集合性は個々の行為者の個性性を含意してはいない。権力のダイアド的把握は、個々の行為者の選好の独自性を前提とし⁽³¹⁾、各選好が非対称的に優位と劣位の関係を構成することが要件である。ところがLuhmannによれば、シンボルの流通性とその流通の基礎である行為者の有機体的構造が、選好の独自性や非対称性を既に包含している構成になっている。しかし、そもそも両者は異なる論理であり、分離して考えなくてはならない。

Luhmannが前者の集合性の論理を前提としたことは、権力現象がイシューや行為者に左右さ

れることを不可視にする。権力現象においては、主題になりやすいイシューや、優位または劣位になりやすい行為者が存在する。この傾向性は、権力現象の継起により権力のヒエラルキー構造を形成するであろう。シンボルの集合的性質は、イシューや行為者に関わる傾向性の相違を説明しない。むしろイシューや行為者にかかわらず権力コードが共有されるという結論が導出されるのである⁽³²⁾。ここに権力論としてのLuhmannの権力現象同定の問題点が現れるのである⁽³³⁾。

3. 権力論の陥穽

一個人主義論的伝統と社会システム論的伝統

[1] LukesとLuhmannは権力論としての問題を包含していた。Lukesの場合は、三次元的見解における「真の利益」を理論化することなく行為者の個人的選好を「歪曲」する権力を論じていた。Luhmannの場合は、権力のコードの共有をシンボルの能力に帰したために、諸行為者間の差異を無視し、コードは諸行為者間で一様に共有されるという論理をとってしまう。両者の抱えた問題は権力論全体が抱える問題として定式化できる。それは、権力現象の同定を個人的属性に還元しきることも集合的属性に還元しきることもできないという問題である。個人的属性への全面的還元は権力現象の同定を当事者の主観的判断に徹底的に委ねようとするために、逆に行為者の個性性を超えた判断基準を必要とする。その基準を提出できないことは、いわば「幻想的な権力」を可能にしてしまう⁽³⁴⁾。一方で集合的属性への全面的還元は、その集合性の徹底ゆえに集合性が行為者の個性性の「集積」であることを隠蔽してしまう。そして結果として、観察者の主観的判断に全面的な信頼を与えてしまうために、当事者の了解構造を捨象した恣意的な権力論を生み出してしまう。つま

り、権力論に期待された権力現象の同定能力・説明能力は、個人的属性と集合的属性の両者を加味した論理が必要とされるのである。個人的属性をマイクロ、集合的属性をマクロと呼ぶならば、LukesとLuhmannの試みは「マイクロとマクロの接合」の失敗の二例である。

Lukesの権力の三次元的見解は、個人的属性として措定した「利益」に集合的属性を付与しようとした「真の利益」によって、権力現象を把握しようとする試みであった。また、Luhmannのコミュニケーションメディアとしての権力は、集合的属性を持ったコードを個人的属性の組み合わせとして提示しようとする試みであった。つまり、個人的属性と集合的属性を巡る同じ問題に陥っていたのだ。

[2] しかし両者の間には相違点も存在する。それは、個人的属性と集合的属性のどちらに理論的な前提的位置を付与しているかという点である。Lukesは個人の主観的選好という個人的属性から議論を出発させて、「真の利益」の「真なること」を導出しようとして仮定的状態を想定し、「真の利益」に個人を超えた集合的属性を与えようとした。個人的属性がLukes権力論の譲れない理論的前提なのである。それに対してLuhmannのコミュニケーションメディアのコードはシンボルによって構成されて行為者間で共有されているはずの集合的属性である。そして権力をコードに制御されたコミュニケーションメディアと措定し、そのコードの構成要素として個人の選好という個人的属性を含意させようとした。Luhmann権力論における理論的前提は、集合的属性である。

なぜこのような違いが生じたのであろうか。この相違は、両者の知的背景と権力論の背後の目標に原因があると仮定できる。Lukesは個人主義の思想史的研究を行う一方権力論を論じて

いた⁽³⁵⁾。真の個人主義とは何か。それは、個人が主観的選好に従って自由に行為可能なことでは不十分であり、主観的選好さえも「歪曲」されていない状態が「真の個人主義」なのである。すなわち真の個人主義は、権力の三次元的見解のネガである。ところが、真の個人主義は個人的属性を超えた集合的要因で根拠づけられるしかないという逆説に陥る。Luhmannは、社会システム論の立場から権力論を論じている⁽³⁶⁾。Luhmannの社会システム論は、複雑性の増大に抗した社会システムの安定・維持・統一性を確実にする方法・要因を第一の研究対象としている。したがって、権力のようなメディアが社会システム内を流通していることは、メディアが社会システムの集合的属性であり、そのシステムが安定・維持するという「システム目標」を設定する限りは当然視される。しかし、個々の行為者は集合的属性とは異なる個人的属性の構成体であるので、メディアの流通に正機能的であるとは限らない。流通を促進するとすれば、メディアの構造の中に個人的属性が組み込まれていることが要請される。

【3】以上のように、個人主義論的伝統と社会システム論的伝統という相違は、権力論の中に個人的属性に集合的特徴を付与するか、集合的属性に個人的特徴を反映させるかというアプローチの相違をもたらした。しかし、両者とも具体的にどのような社会現象が権力現象であるかを同定する能力に欠ける。したがって権力論の抱えた問題を解決しているとは言いがたいのである⁽³⁷⁾。

註

(1) 権力概念が本質的に論争的であると本格的に主

張したのはSteven Lukesである。J. N. Gray (1977)によれば、「本質的に論争的な概念 (essentially contested concept)」には三通りの解釈がありうるという。第一に、ある概念について論争されたという事実が存在するという弱い意味での解釈がある。第二に、ある概念の正しい運用の基準についての議論が結論に現在達していないという強い意味での解釈がありうる。第三に、本質的な論争可能性の生起は必然であるという最も強い意味での解釈がある。概念のどの用法もある意味で適正であり、概念の適用に関して正しい基準を演繹することはできないと考えるのである。つまり第三の解釈は、第二の解釈とは異なり、論争の決着は初めからつかないと考える。

我々は権力論の本質的論争性を検討するために、第一の解釈の論争された事実とだけ見るのではなく、第三の解釈のように論争が終結不可能であるという態度もとらず、第二の解釈を採用しようと思う。すなわち、権力概念の正しい運用の基準について議論が現在行われており、その議論は適正さを発見することで終結する可能性があると考えるのである。もちろん権力論分析の結果、実は第一の解釈や第三の解釈が妥当であったと結論づけることには開かれている。その意味で、第二の解釈をとることは暫定的なのである。

(2) Lukesのもう一つの知的背景は個人主義の思想史的研究である。このことには後ほど触れることになる。

(3) LukesとLuhmannの知的営為の中で、具体的に扱うのはLukesの場合、主に*Power: A Radical View*であり、Luhmannの場合、主に*Macht*である。どちらも両者の権力論を体系的に論述しており、議論を追尾するためには最適のテキストである。そして適宜他のテキストで補強をしていくことにする。

(4) 本稿ではParsons (1969 = 1974) とArendt (1972 =

- 1973)に触れる紙幅はない。Lukesによれば、ParsonsとArendtの権力の見解は権力の一次元的見解、二次元的見解、三次元的見解とは大きく異なっているという。ParsonsとArendtは権力を「何かのための権力(power to)」と捉えており、Lukesの各次元の見解の「誰かに対する権力(power over)」とは異質であるとする。しかし厳密に言えば、「誰かに対する権力」も「何かのための権力」という側面を随伴する。両側面の関係の検討は、樽本(1991b)を参照のこと。
- (5) Lukesが実際に取り上げているのは、Robert Dahl(1958,1961)とNelson Polsby(1963=1981)である。彼らの見解とLukesの一次元的見解への抽象化の妥当性に関する検討は、樽本(1991b)を参照のこと。
- (6) Lukes自身の言明によると、権力の一次元的見解は、「政治参加によってあらわにされ、明白な政策についての選好と見なされるイシューに関する(主観的)利益の、観察可能なコンフリクトがあり、一次元的見解は、そのイシューについての意思決定における行動に焦点を合わせている(Lukes, 1974:15)」という。
- (7) この権力の定式化はLukesが一次元的見解、二次元的見解、三次元的見解に共通なものとして提出した定式化(Lukes, 1974:34)を我々が一次元的見解の諸特徴に合わせて改変したものである。ここで言うA、Bとは行為者を指す。
- (8) 二次元的見解はBachrachとBaratz(1962, 1963)の権力についての考察を定式化したものである。彼らは権力の一次元的見解への批判から自らの論を展開している。BachrachとBaratzの論の、Lukesによる定式化の妥当性は樽本(1991b)を参照のこと。
- (9) Lukesの言明によれば、権力の二次元的見解は、「一次元的見解が行動に焦点を合わせていることに対する限定的な批判に関わっている。そして、明かな政策についての選好と下位政治的な不満に具体化されたとみなされる、潜在的イシューに関する(主観的な)利益の、観察可能なコンフリクトが存在するとき、決定がその潜在的イシューを表に出ないようにするやり方を考察可能にする」という(Lukes,1974:20)。
- (10) BachrachとBaratz(1962,1963)はこれを偏見の動員(mobilization of bias)呼ぶ。
- (11) 注7と同様に、Lukesの権力の各次元の見解の定式化を改変したものである。
- (12) 注7と注11に同様である。
- (13) 「真の利益」を巡る問題の他に、いくつかの問題がある。例えばLukesは三次元的見解における権力の行使者は集合体、システム、制度であり、その行使は無意識のうちに無行為(inaction)として遂行されるという(Lukes, 1974:39, 50-2)。しかし、集合体、システム、制度が権力を行使するとはいかなる事態であり、それらの無意識とは何か。観察可能な行為とは区別される無行為をいかにして観察するか。これらの問題が回答されず残されている。本稿ではこれらの問題の存在のみを指摘し、「真の利益」の確定問題に焦点を絞ることにする。
- (14) Bradshaw(1976:121-2)は、Lukesの相対的自律性を絶対的自律性と解釈して、相対的自律性は行為者を非社会的領域に追い込んでしまうと論じている。それに対するLukesの反批判はLukes(1976)を参照のこと。
- (15) もちろんLuhmannの権力論にも、従来の権力論の批判を、論述の出発点としている側面がある。例えば、権力を不都合な事態の下での因果性と見る考え方や、交換理論、ゲーム理論の考え方はLuhmannの批判すべき対象として挙げられている(Luhmann,1975:1=1986:2-3)。
- (16) 全体社会システムによって縮減された複雑性のことを、Luhmannは意味と呼ぶ(Habermas & Luhmann,1971=1984)。
- (17) 権力をコミュニケーションメディアとして定式化したのはTalcott Parsonsである。本稿では紙幅の

- 関係でParsonsのメディア論全体については触れられないけれども、権力というメディアに関してだけ最小限のことを述べておこう。Parsonsは社会システムを四つのサブシステムに分割し、それぞれが適応(adaptation)、目標達成(goal attainment)、統合(integration)、パターン維持(pattern maintenance or latency)という機能要件を満たすのである。権力というコミュニケーションメディアは、目標達成という機能的要件を担う政治システムに属し、その他のシステムとの境界相互交換を行うとされる(Parsons, 1969=1974)。Luhmannのコミュニケーションメディアが行為者相互を媒介するものと考えられているのに比べ、Parsonsのコミュニケーションメディアはサブシステム間を媒介するのである。
- (18) この点はParsonsのコミュニケーションメディアとは異なっている。Parsonsのコミュニケーションメディアはサブシステム間に「カテゴリー」を伝達する媒体である(Parsons, 1969=1974)。ParsonsとLuhmannのコミュニケーションメディアの比較については、樽本(1991b)を参照のこと。
- (19) このことを別の視角から言うと、コミュニケーションメディアは諸行為者間の相互行為状況において生起しうる二重の不確定性を解消するということになる。Luhmannによれば、相互行為を遂行するために行為者は他の行為者の予期を予期することが必要となる(Luhmann, 1972=1977:38-9)。コミュニケーションメディアは予め「縮減された複雑性」を行為者に与え、予期の負担を軽減するのである。
- (20) Parsonsはコミュニケーションメディアを4つに限定した(Parsons, 1969=1974)。一方Luhmannは、限定を加えていない。例えば、真理、価値コミットメント、愛、影響力、貨幣、芸術、宗教がコミュニケーションメディアとされている(Luhmann, 1976, 1977=1989)。
- (21) この点については、例えばLuhmann(1976: 515-29)にある。詳しい検討は樽本(1991b)を参照のこと。
- (22) 否定的サンクションを権力の性質と見ることにについては、例えばLuhmann(1975=1986: i-xi, 1975: 22-4=1986: 35-7)にある。詳しい検討は樽本(1991b)を参照のこと。
- (23) Luhmann自身は明確な権力定義は行っていないため、この定式化は我々の側での解釈の結果である。この、複雑なテキストをほどいていく解釈過程は樽本(1991b)を参照のこと。
- (24) Luhmannの次の言明を見よ。「我々は、この(社会理論という)回り道において、マクロ社会学的な特定の準拠システム、つまり包括的な社会という準拠システムに注目することで、第一次的には、この水準における権力形成の機能を問いただすことにしたい(Luhmann, 1975: 2=1986: 3)。」
- (25) 全体社会レベルの権力形成と共にLuhmannの権力論の到達目標となっているのは、組織と権力との関連である。全体社会で確立される権力は、組織を通じて新たな創出の可能性と制限の可能性を獲得し、逆にまた組織は自己の形成のために権力の投入を必要とするのである。この組織と権力の自己準拠的関連については別稿を記したい。
- (26) コードの一般化とは、「パートナーが異なり状況が異なろうと同一の意味を保持し、そこから同一のまたは類似の諸帰結を引き出せるような意味定位の普遍化」のことである(Luhmann, 1975: 31=1986: 48)。
- (27) 「非常に複雑に組み立てられている相互行為状況が単純化して表現され、そのことによってこの相互行為状況は統一として体験しうるものとなる(Luhmann, 1975: 32=1986: 49)。」
- (28) Luhmannは、シンボルの能力について次のように言明している。「シンボルは引用しうるものでなければならない。シンボルは、権力を利用しなければならない状況がいつ生じようとも、そのとき

には誰もが引用できるものでなければならない
(Luhmann, 1975 : 47 = 1986 : 71)。」

(29) Luhmannはコミュニケーションメディアが作動するためには共生的メカニズム (symbiotische Mechanismen)が必要であるとする。共生的メカニズムはメディアのシンボル水準と行為者の有機体的水準を関連づけるものであり、権力の場合は「物理的暴力」である。物理的暴力は常に権力コードの否定的選択肢になりうるために、コードを二項的に構成するのである。このとき、物理的暴力が実際に現出するのではなく、否定的選択肢として潜在化しシンボルを介してのみ提示されることが権力にとって有用なのである (Luhmann, 1975 : 60-4 = 1986 : 92-7)。Luhmannにおける物理的暴力と権力に関しては、紙幅の関係で詳細を展開できない。有用な議論は、橋爪 (1987) と馬場 (馬場, 1990, 河上, 1991) を参照のこと。

(30) この説明形式は、コードの共有を広義の権力の作用の結果と見なす方法 (宮台, 1988) や、同じくコードの共有を人々の持っている了解の能力やそれら了解の配置の結果と捉える方法 (橋爪, 1985) とは異質のものである。また、Luhmannはコードの共有の原因を複雑性の増大に帰しているという批判がある。コードを前提としたコミュニケーションメディアがいかにして複雑性を縮減しているか、という説明すべき内容それ自体が、まさに複雑性を縮減するためにコードは生じたのだという説明を加える変数として出てきてしまうから、説明が循環するというのである (霜野, 1991:190)。確かにLuhmannは、コミュニケーションメディアの出現が社会システム内の複雑性の増大という要因のためだとしている。しかし、コードが共有されコミュニケーションメディアが普遍的に流通するための要因は、シンボルの流通的性格であると考えている。コードの共有に関してシンボルの能力に注目するLuhmannの方法論は、従来から見逃さ

れている点である

(31) このことは、個人主義的社会理論の前提のひとつである。盛山・海野 (1991)を参照。

(32) Luhmannは社会全域的に権力が行使可能になることを、法との関係で「第二コード化」という概念で説明している (Luhmann, 1975 : 34-5 = 1986 : 52, 1975 : 48-9 = 1986 : 74-5)。また逆に、全域化した権力が具体的な文脈でも使用可能になる状況を「副次コード」という概念で説明している (Luhmann, 1975 : 42-3 = 1986 : 63-4)。前者の権力の普遍化も、後者の権力の特殊化も共にコードの変異で説明されているのである。これはまるでコードの自動運動が様々な権力を可能にしているかのようである。

(33) 本稿は、権力現象を社会学的に概念化可能であるという立場をとっている。それに対してある論者たちは、Luhmannが学問の世界と権力現象が生じる現実世界とを徹底的に分離し、権力コードの基礎づけは自己準拠的に行われるのみであって、他の要素、学問の研究では正当化不可能と考えていると、主張している。この解釈は注1で見た本質的に論争的な概念の第三の立場に近い。この注目すべき主張は社会科学の営みの根幹に関わっており、本稿では論じることができない。馬場 (1990)を参照のこと。

(34) 権力現象の考察の際には、個人的属性を行使者の属性と服従者の属性の二種類に区別しうる。その二つの属性と集合的属性を判定する観察者の属性が権力現象の同定において抱える問題については、樽本(1991a)で論じたことがある。

(35) Lukes (1970 = 1976, 1973 = 1987, 1973 = 1981)を参照のこと。

(36) Luhmann (1968 = 1980, 1972 = 1977, 1973 = 1989, 1974 = 1988・1982・1984, 1987, 1990)を参照のこと。

(37) 本論文は1992年度日本社会学会大会における報告に、加筆修正したものである。

参考文献

- 秋元律郎 1981 「地域権力構造論」安田・塩原・富永・吉田編『基礎社会学—第四卷社会構造』東洋経済新報社
- Arendt, Hannah 1972 *Crises of Republic*, Harcourt Brace Javanovich = 1973 高野フミ訳『暴力について』みすず書房
- 馬場靖雄 1990 「批判としてのメディア論」土方透編『ルーマン—来るべき知』勁草書房
- Bachrach, Peter; Baratz, Morton S. 1962 Two Faces of Power, *American Political Science Review*, 56
- 1963 Decisions and Nondecisions : An Analytical Framework, *American Political Science Review*, 57
- Benton, Ted 1981 “Objective” Interests and the Sociology of Power, *Sociology*, 15-2
- Bradshaw, A. 1976 A Critical of Steven Lukes “Power : A Radical View” , *Sociology*, 10
- Dahl, Robert A. 1958 A Critique of The Ruling Elite Model, *American Political Science Review*, 52
- 1961 *Who Governs?, Democracy and Power in an American City*, Yale University Press
- Gallie, W. B. 1956 Essentially Contested Concepts, *Proceeding of the Aristoterian Society*, 56
- Gray, John N. 1977 On the Contestability of Social and Political Concepts, *Political Theory*, 5-3
- Habermas, Jürgen, 1971 Hannah Arendt, *Philosophische-Politische Profile*, Suhrkamp Verlag = 1984 「ハンナ・アレント」
小牧・村上訳『哲学的・政治的プロフィール』(上) 未来社
- Habermas, Jürgen; Luhmann, Niklas 1971 *Thorie der Gesellschaft oder Sozialtechnologie*, Suhrkamp Verlag = 1984 佐藤嘉一・山口節郎・藤沢賢一郎訳『批判理論と社会システム論—ハーバーマス＝ルーマン論争』(二分冊) 木鐸社
- 橋爪大三郎 1985 『言語ゲームと社会理論』勁草書房
- 1987 「文脈と権力—フーコー以後、権力をどう論じればよいのか」『クリティーク』9
- 1989 「予期が権力を生むのか、それとも、権力が予期を生むのか—宮台真司『権力の予期理論』を読む」『思想』782
- Hindess, Barry 1982 Power, Interests and the Outcomes of Struggles, *Sociology*, 16-4
- Isaac, Jeffrey 1982 Critical Note : On Benton's ‘Objective Interests and the Sociology of Power’ : A Critique, *Sociology*, 16-3
- 河上倫逸編 1991 『ルーマン・シンポジウム—社会システム論と法の歴史と現在』未来社
- 君塚大学 1987 「利害関心への権力作用—S. ルークスの権力論を手がかりに」『ソシオロジ』32-2
- Knights, D. ; Willmott, H. 1982 Power, Values and Relations : Comment on Benton, *Sociology*, 16-4
- Lehman, Edward W. 1969 Towards a Macrosociology of Power, *American Sociological Review*, 34
- Luhmann, Niklas 1968 *Zweckbegriff und Systemrationalität : über die Funktion von Zwecken in sozialen Systemen*, J. C. B. Mohr = 1990 馬場靖雄・上村 隆広訳『目的概念とシステム合理性—社会システムにおける目的の機能について』勁草書房
- 1972 *Rechtssoziologie*, Rowohlt Taschenbuch Verlag GmbH = 1977 村上淳一・六本佳平訳『法社会学』岩波書店
- 1973 *Vertrauen : ein Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität*, 2 erweiterte Auflage, Ferdinand Enke Verlag = 1989 大庭健・正村俊之訳『信頼—社会的な複雑性の縮減のメカニズム』勁草書房
- 1974 *Soziologische Aufklärung I*, Westdeutscher Verlag GmbH

- = 1988 土方昭監訳『法と社会システム』新泉社
 = 1982 土方昭監訳『社会システムのメタ理論』新泉社
 = 1984 土方昭監訳『社会システムと時間論』新泉社
- 1975 *Macht*, Ferdinand Enke Verlag = 1986 長岡克之訳『権力』勁草書房
- 1976 *Generalized Media and the Problem of Contingency*, in J. J. Loubser et al (eds.) *Explorations in General Theory in Social Science: Essays in Honor of Talcott Parsons vol. 2*, The Free Press
- 1977 *Funktion der Religion*, Suhrkamp = 1989 土方昭・三瓶憲彦訳『宗教社会学—宗教の機能』新泉社
- 1981 *Politische Theorie im Wohlfahrtsstaat*, Günter Olzog Verlag GmbH
 = 1990 John Bednarz Jr.(tr.) *Political Theory in the Welfare State*, Walter de Gruyter
- 1987 *The Evolutionary Differentiation between Society and Interaction*, in Jeffrey C. Alexander, Bernhard Giesen, Richard Münch and Neil J. Smelser, *The Micro-Macro Link*, University of California Press
- 1988 *Die Wirtschaft der Gesellschaft*, Suhrkamp Verlag
- 1990 土方透訳「システム理論の最近の展開」土方透編『ルーマン—来るべき知』勁草書房
- Lukes, Steven 1970 *Methodological Individualism Reconsidered*, in Emmet, Dorothy & MacIntyre, Alasdair (eds.) *Sociological Theory and Philosophical Analysis*, Macmillan = 1976 松井清・久保田芳廣訳「方法論的個人主義の再検討」『社会学理論と哲学的分析』弘文堂
- 1973 in *Dictionary of The History of Ideas : Studies of Selected Pivotal Ideas*, Charles Scribner's Sons = 1987 田中治男訳『個人主義と自由主義—叢書ヒストリー・オブ・アイディアズ』平凡社
- 1973 *Individualism*, Blackwell = 1981 間宏訳『個人主義』御茶の水書房
- 1974 *Power : A Radical View*, Macmillan
- 1977 *Essays in Social Theory*, Columbia University Press
- 1977 A Reply to K. I. Macdonald, *British Journal of Political Science*, 7
- 1978 *Power and Authority*, in Tom Bottomore & Robert Nisbet (eds.) *A History of Sociological Analysis*, Basic Book = 1989 伊藤公雄訳『権力と権威—社会学的分析の歴史 16』アカデミア出版会
- 1986 Introduction, in S. Lukes (ed.) *Power*, Blackwell
- Macdonald, K. I. 1976 Is 'Power' Essentially Contested?, *British Journal of Political Science*, 6
- McLachlan, Hugh V. 1981 Is Power An Evaluative Concept?, *British Journal of Sociology*, 32
- Mills, C. Wright 1956 *The Power Elite*, Oxford University Press = 1958 鶴飼信成・綿貫讓治訳『パワーエリート』(全二卷) 東京大学出版会
- 宮台真司 1989『権力の予期理論—了解を媒介にした作動形式—』勁草書房
- 奥山敏雄 1987「組織システムの制度論的考察—ルーマン組織理論の批判的展開」『社会学評論』149
- Parsons, Talcott 1969 *Politics and Social Structure*, Free Press = 1974 新明正道監訳『政治と社会構造』(上)(下) 誠信書房
- Polsby, W. Nelson 1963 *Community Power and Political Theory*, Yale University Press = 1981 秋元律郎監訳『コミュニティの権力と政治』早稲田大学出版部
- Rawls, John 1971 *A Theory of Justice*, Cambridge: The Bleknep Press of Harvard University Press = 1979 矢島鈞次監訳

『正義論』紀伊国屋書店

佐藤俊一 1984 「決定権力と非決定権力の概観」『法學新報』91-1,2

盛山和夫 1992 「階級への探求の構造と搾取理論」『現代社会学研究』5

盛山和夫・海野道郎編 1991 『秩序問題と社会的ジレンマ』ハーベスト社

霜野寿亮 1990 『政治権力研究の理論的課題』慶応義塾大学法学研究会

樽本英樹 1990 「権力現象の行為論的基礎」(1989年度東京大学文学部学士論文)

—— 1991a 「権力現象の弁別基準」(未発表)

—— 1991b 「権力論の構造」(1991年度東京大学大学院社会学研究科修士論文)

Wrong, Dennis H. 1979 → 1988 *Power: Its Forms, Bases, and Uses*, The University of Chicago Press

矢沢澄子 1973 「地域権力構造」綿貫讓治編『社会学講座 7 - 政治社会学』東京大学出版会

(たるもと ひでき)